

北海道環境影響評価条例に基づく公聴会の開催と公述人の募集について 「（仮称）江差風力発電事業 環境影響評価準備書」

江差ウインドパワー株式会社が、北海道檜山郡江差町で計画している（仮称）江差風力発電事業については、先に「環境影響評価準備書」（以下「準備書」）が縦覧されるなど、環境影響評価法に基づく手続きが進められています。

道では、この準備書について、道民の方々などから環境の保全の見地からの意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催することとし、公述人を募集します。

なお、公述の申出がない場合などについては、公聴会を開催しないことがあります。公聴会の開催又は中止については、確定次第、ウェブサイト「北海道の環境影響評価情報」<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.htm>でお知らせします。

【日時・場所】

- 1 日時 平成31年5月15日（水）午後7時00分から
- 2 場所 江差町保健センター会議室（檜山郡江差町字中歌町 193-1）

【公述人の募集】

1 公述の申出

公聴会に出席し、準備書について環境の保全の見地から意見を述べたい方は、次の内容を記載した書面を期限までに、郵送又は電子メールにより北海道に提出してください。

なお、本公聴会は「環境の保全の見地からの意見」を述べる場でありますので、あらかじめご了承ください。

2 書面の記載内容

- （1）公聴会において環境の保全の見地から意見を述べたい旨
- （2）意見の概要
- （3）住所、氏名及び連絡先電話番号

3 提出期限

平成31年5月7日（火）当日必着

4 あて先

- 郵送先 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ
- 電子メールアドレス kansei.kankyuu@pref.hokkaido.lg.jp

【公述人の決定】

公述人は申出のあった方の中から決定し、本人宛て、その旨を通知します。

【公述できる時間】

公述できる時間は1人15分以内です。ただし、公述人が多数となった場合には時間を短縮する場合があります。

【公聴会の傍聴】

公聴会は傍聴することができます。会場への入場は先着順で、50名程度の入場が可能です。

なお、傍聴者は公聴会での発言はできませんので、あらかじめご了承ください。

【その他】

公聴会は、「北海道環境影響評価条例公聴会開催要領」http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/koutyoukai_kaisaiyouryou3.pdfにより実施しますので、公述に当たっては留意ください。

【問い合わせ先】

北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ
電話番号 011-204-5981